

教育委員会5月定例会議事録

会議名 教育委員会5月定例会
開催日 平成30年5月31日（木）午後3時00分～午後3時37分
開催場所 本庁2階 第1会議室
出席者 高須教育長、真野教育長職務代理者、藤田委員、玉井委員
事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、有山教育監、野呂教育監、良社会教育部長、宮永学校教育部次長兼施設給食課長、藏守社会教育部次長兼社会教育課長、青木社会教育部次長兼文化スポーツ室長兼課長、高宮教育政策総務課長、谷口施設給食課長、若林学務課長、山口教育指導課長、遠藤教育研修センター所長、玉川社会教育課長、寺西文化スポーツ室課長、尾崎中央図書館長、川原青少年課長、田中青少年課長、浦戸教育政策総務課係長、河野（教育政策総務課担当）

○高須教育長

ただ今から、教育委員会5月定例会を始めさせていただきます。

本日の署名人は玉井委員にお願いいたします。

本日の案件は報告事項が2件、議決事項が5件でございます。

それではまず、本日の配付資料について確認をいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。

教育委員会定例会の議案書、また別冊資料としまして、議案第18号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてでございます。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。

それでは、議案書1・2ページ、4月・5月教育委員会一般事務報告について、お伺いいたします。

事務局から報告事項はございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

4月・5月の一般事務報告をいたします。

まず、行事関係の報告でございます。5月16日から18日の3日間にわたりまして、5月市議会臨時会が開催されました。

次に、5月24日に平成30年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会が開催されました。

次に、5月26日に市政感謝会がアルカスホールにて開催されました。

最後に、本日5月31日に学校訪問、教育委員懇話会、教育委員会5月定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

4月6日から5月18日までの教育委員会の後援状況でございますが、全体で12件ございました。いずれも継続でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に3ページ、6月教育委員会行事計画書についてお伺いいたします。事務局から何かございませんか。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

まず、6月14日に教育委員懇話会、教育委員会6月定例会を開催させていただき予定でございます。

最後に、6月15日から7月4日まで行います市議会本会議でございますが、6月26日、27日、29日に一般質問が行われます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、藏守次長。

○藏守社会教育部次長兼社会教育課長

6月1日に平成30年度第1回社会教育委員会議を開催させていただきます。

内容としましては、委嘱状の交付の後、正副議長の選出、平成30年度社会教育部事業計画につきましての御意見をお受けしたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、報告事項はございませんか。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

6月の行事計画について報告させていただきます。

今年度の運動会・体育大会についてでございますが、6月3日に小学校14校、6月2日に中学校4校の開催をいたします。

今年度につきましては、小・中学校36校中18校が春の開催となっております。

なお、秋の開催につきましては、9月30日に小学校10校、9月29日に中学校8校の開催予定であることも報告させていただきます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

では私から一点、熱中症が運動会等の練習や本番で問題になることがあり、いろいろとクローズアップされていますが、その辺りについて、今の練習中の状況や練習中に起こったこと、あるいは各学校でどのような対応をしているか等、分かる範囲で報告してください。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

練習に際しましては、国からの通知もございましたので、熱中症の予防に関しまして、子どもたちの様子を見ながら指導を行うよう校長会等でも注意喚起をさせていただいております。今回、特に搬送された重篤なものは、運動会等の練習中に関しましてはございませんが、今後は水泳指導等も控えておりますので、安全指導については徹底するように、明日の校長会においても注意喚起を行いたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、報告事項はございませんか。

では、ないようですので、6月教育委員会行事計画書については予定どおりで、よろしくお願いたします。

次に、4ページでございます。

報告第10号、市長からの意見聴取についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました報告第10号、市長からの意見聴取について、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長において異議ないものとして臨時に代理したものでございます。

5ページを御覧ください。平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）につきまして、御説明いたします。

まず、歳入でございます。

款：財産収入、項：財産運用収入、目：利子及び配当金、減額補正6万8,000円につきましては、基金運用利子収入額と現計予算額との差引額を減額補正するものでござ

ございます。

次に、款：寄附金、項：寄附金、目：教育費寄附金、補正額17万円につきましては、教育振興寄附金の寄附金額と現計予算額との差引額を追加補正するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：教育委員会総務費、補正額10万2,000円につきましては、教育振興基金積立金の追加補正でございまして、基金運用利子収入の減額分6万8,000円と教育振興寄附金の増加分17万円との差引増収額を積み立てるものでございます。

次に、款：教育費、項：中学校費、目：学校給食費につきましては、大阪府市町村振興補助金の交付決定に伴う中学校給食調理業務委託に係る財源更正でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

はい、藤田委員。

○藤田委員

教えていただきたいのですが、寄附金というのはどのような名目で、どのような方がされているのですか。

○高須教育長

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

教育の振興に係る寄附金ということで、寄附をいただいております。

例として、ふるさと寄附金として、インターネット等で1万円を寄附するというような流れでして、平成29年度は当初予算額よりも寄附が多かったため、このように増額となっております。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第10号、市長からの意見聴取についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、6ページでございます。

報告第11号、寝屋川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

はい、蔵守次長。

○蔵守社会教育部次長兼社会教育課長

報告第11号、寝屋川市社会教育委員の委嘱について、御説明させていただきます。
本件につきましては、寝屋川市社会教育委員に関する条例に基づき、委員の任期満了に伴いまして新たに委嘱するものでありまして、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、教育長において臨時に代理したもので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

7ページの委員名簿を御覧ください。

委員15名中、新規の委員が6名、継続の委員が9名でありまして、委嘱期間は平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

○高須教育長

報告は終わりました。

ただ今の報告を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第11号、寝屋川市社会教育委員の委嘱についてを報告どおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、報告どおり承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。

8ページでございます。

議案第16号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第16号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則につきまして、情報化に関する施策を推進していくことから、学校教育部教育政策総務課の事務分掌に加えるため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略させていただきます。改正内容について御説明申し上げます。

10ページ、11ページの新旧対照表を御覧ください。改正内容につきましては、第5条の表にあります学校教育部教育政策総務課の事務分掌に、第14号情報化に関する施策の推進に関するものを加え、伴って現行の第14号から第16号を1号ずつ繰り下げるものでございます。

また、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

懇話会でも話題になりましたが、情報化に関する施策というのはどういうものを想定されているのか、今答えられる範囲で結構ですので、少し教えていただけますか。

○高須教育長

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ICT技術が進展していく中で、学校におけるICT環境の整備、セキュリティーの強化対策、また働き方改革に伴うICT化等々でございまして、まずは、内部組織に関する規則に位置付けて、枠組みを設けた後、情報化に関する施策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理者。

○真野教育長職務代理者

情報化の時代ですから、時代の要請に応えるということで、この規定を入れられたのだと思いますが、先進的に進めている市町村があるかと思っておりますので、その辺りも参考にしながら進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第16号、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に12ページでございます。

議案第17号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針についてを議題といたします。

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました議案第17号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成29年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するに当たり、その実施方針につきましては、教育委員会の議決を求め

るものでございます。

13ページ、14ページを御覧ください。

この実施方針は、今年度実施いたします平成29年度教育行政事務の点検及び評価につきまして基本的な方針を定めているものでございます。

それでは、順次御説明させていただきます。

まず、1は概要でございまして、法の規定により平成20年4月から全ての教育委員会において、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、公表することとなっております。

次に、2は実施趣旨でございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の点検及び評価を行うものでございます。

次に、3でございしますが、点検及び評価の対象は「寝屋川市教育大綱実施計画」に基づいて実施した、平成29年度の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組といたします。

14ページをお開きいただきまして、次に、4につきましては、評価方法でございまして、教育行政事務の点検及び評価に関する会議を設けまして、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すことといたします。

なお、教育行政事務の点検及び評価に関する会議につきましては、学識経験者に指導・助言をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

学識経験者につきましては、帝塚山大学の中川幾郎名誉教授、兵庫県立大学の竹内和雄准教授を候補として予定しております。

最後に5でございまして、今年度のスケジュールですが、先ほど御説明申し上げました点検及び評価に関する会議につきましては、第1回目を8月31日金曜日に、2回目を9月3日月曜日に開催させていただき予定となっております。委員の皆様方におかれましては、御出席賜りますよう、よろしく願いいたします。

なお、9月6日木曜日は予備日として設定しております。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、真野教育長職務代理人。

○真野教育長職務代理人

これに基づいて評価報告書等をこれから作成されていかれるのだと思いますが、以前にもお話しさせていただきましたが、取組の成果として、目標を達成したかどうかという判断と、それに基づいてA・B・Cの評定をされます。A・B・Cの評定をされるときには、やはりその根拠を必ず講評の中に入れていただきたいと思います。

というのも、昨年いわゆる目標とする指標を達成しているのだけれども、評定はAではなくBであったというようなこともあって、それはどういう根拠なのかというの

を私は質問させてもらったことがあったと思います。例えばアンケートであるとか意識調査等々の結果を根拠として一定数値は達成しているのだけれども、全体としてはBでしたというようなことをわかりやすく明記していただきたいと思います。

そうすることで、点検・評価が適正、公正、客観性のあるものにつながっていくと思いますので、この点を念頭に報告書の作成をお願いしたいと思います。

○高須教育長

はい、高宮課長。

○高宮教育政策総務課長

昨年度は、成果指標における設定の仕方や、真野教育長職務代理者がおっしゃっているのは、まず計画がどれだけ達成したかという内容や根拠を明記した上、評価を行いたいと考えております。実施計画に基づく指標につきましては、あくまで最初に設定している指標もございますので、それが変更できない場合もございますが、一定の説明責任が、そういった状況がどれだけ進んで、どれだけの課題のもと、どのような方向性になるのかというのは詳しく明記できるような形で整備していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高須教育長

やはり整合性というのか、流れがはっきりしていない部分も確かにあるように感じますので、その辺りについては最初からの設計といたしますか、評価書の評価する点検につくものの設計段階で、整合性がとれるような評価の仕方を一度検討してみるのいいのではないのでしょうか。そうすれば、真野教育長職務代理者がおっしゃっているようなことも解決できるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

真野教育長職務代理者、いかがですか。

○真野教育長職務代理者

はい。

○高須教育長

はい、荒木教育次長。

○荒木教育次長兼学校教育部長

点検・評価につきましては、真野教育長職務代理者、それから教育長の御指摘を踏まえ、整合性を図れるように作成していきたいと思っております。

ただ一方で、今の実施計画書が現教育大綱に基づいての実施計画となっておりますので、一定の施策の枠組み、大綱の枠組みといったものは継続する形になります。その辺りも十分整理して、御示しをさせていただきますが、一方で継続性の部分で大幅に変えるということまでは、今年度については昨年度の枠組みと同じような形にはなりません。ただ根拠を明らかにすべしということについては、これ御指摘のとおりだと思いますので、その辺り十分整理をしまいたしますので、よろしく願いいたします。

○高須教育長

分かりやすく、よろしくお願いします。

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第17号、教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に15ページでございます。

議案第18号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、若林課長。

○若林学務課長

ただ今御上程いただきました議案第18号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、国において幼児教育に係る保護者負担軽減のために設けられております幼稚園就園奨励費補助制度が、幼児教育無償化に向けた段階的推進の一環として、低所得世帯の保護者負担軽減の拡充を図るために変更されましたので、これに合わせて本市の規則の変更を行い、また母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正に伴い、本規則の条文を改めることとさせていただきます。

なお、本規則におきまして、幼稚園就園奨励費補助金の額は国と同額とし、保護者補助金の額は市独自の額としております。

説明につきましては、条文の朗読を省略させていただき、別冊の2ページの新旧対照表において御説明いたします。

上段が現行、下段が改正案となっております。

それでは別表の就園奨励費補助金の額の表を御覧ください。

C階層2の市町村民税の所得割課税額7万7,100円以下の世帯の一般世帯について第1子の補助金額を13万9,200円から18万7,200円に変更し、第2子は22万3,000円から24万7,000円に変更することにより保護者負担の軽減を図ります。

次に別冊3ページの新旧対照表を御覧ください。

別表、備考第8項の第1条の2第2号を第2条第2号に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては、この規則は公布の日から施行するものとし、また経過措置といたしまして、本規則による改正後の寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則別表の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度以前の年度分の補助金については、なお従前の例によるものとしたものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第18号、寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に16ページでございます。

議案第19号、平成30年度就学指導委員会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

はい、山口課長。

○山口教育指導課長

ただ今御上程いただきました議案第19号、寝屋川市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について、寝屋川市就学指導委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を平成30年度寝屋川市就学指導委員会委員として委嘱及び任命をいたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、市内に住所を有する児童生徒の教育的なニーズ等を踏まえ、その就学先について審議するため、就学指導委員会委員の委嘱及び任命を行うためでございます。

なお、昨年度の支援学校への就学者数についてでございますが、支援学校小学部への就学者は寝屋川支援学校が17名、交野支援学校が4名、また支援学校中等部への就学者は寝屋川支援学校が23名、生野聴覚支援学校が1名でございました。

今回の就学指導委員会委員として委嘱及び任命を予定している者につきましては、17ページを御覧ください。こちらに記載しております計13名でございます。任期につきましては、寝屋川市教育委員会が委嘱した日から平成31年3月31日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第19号、平成30年度就学指導委員会委員の委嘱及び任命についてを原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に18ページでございます。

議案第20号、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

はい、田中課長。

○田中青少年課課長

ただ今御上程いただきました議案第20号、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、本規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部改正に伴い、これに合わせて本規則の条文を改めるものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただき、改正内容について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、第3条第1項第4号及び別表中第1条の2第2号を第2条第2号に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第20号、寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに、事務局から報告事項があればお願いします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会5月定例会を終了させていただきます。